商談部會
評議員會
重役會
審議用

昭和四年改訂

定期傭船契約書式改訂案

說明書

乞御保存

神戸海運集會所事務局

定期傭船契約證書々式改訂案　說明書

―商談部會、評議員會、重役會審議用―
―普通活字は舊條文、ゴシツクは新條文―

改訂委員會の經過概要

昭和貳年制定に係る運送契約書及定期運送契約書は一般に弘く使用せられ當初の印刷部數は殘部僅少となり昨夏增刷の必要に迫られたので此機會を利用して一層完璧と爲すべき目的を以て、昨年八月三十一日を締切期限として各方面の改訂意見を蒐集した

昭和三年九月十七日余語商談部長より左記各氏に特別委員を依囑し書式全般に關する再考察及各方面の意見を基礎として改訂に着手した

國際汽船　荒木忠雄　　中村組　馬淵濟治　　貝島商業　井上達五郎
三隅商店　三隅福次郎　　山下汽船　磯村正之　　內田汽船　三盃一太郎
日本郵船　河原愼男　　中村組　三浦圓藏　　山下汽船　門松經元
三菱商事　中尾方一　　大阪商船　奥村延喜　　津田株式　津田靖平
巴　組　大野榮治　　三井船舶部　余語光　　國際汽船　田村國助
集會所主事　高野進　　集會所　岡崎幸壽

斯くして運送契約書は曩きに改訂を了り夫々の機關の審議を經て既に發賣して居るが、定期傭船契約證書は昨年

十月十日より毎水曜日委員會を開催爾來十回に亘り審議の結果、內容全般の改訂を了りたる處、更に一步を進めて舊來の帳簿式書式を改めて、上等紙へ一枚刷りの所謂**單葉式**に改むることは時代の趨向に副ひ能率增進の効多大であると云ふことに委員全部の一致を見、又定期傭船契約書を最も多く使用する方面の意見も亦之を裏書したので、單葉式を採擇するに決した、そこで舊來の書式では書き入れを要する條文が散在して居るのを先づ第一條中に一纏めにし次で之に伴ふ條文の必要なる改正をなし、之を保存に便なる紙型に收めることに種々工夫を凝らし、各種の用紙の大きさ、活字の大小、組方により實際に數種の印刷を試み更に推敲の上、別紙の樣式を確定案として採用したのである、之は紙型が細長くして聊か保存に便ならざる憾はあるが、何分從來の複葉式より直ちに單葉式に移るのであるから努めて從來の分より飛び離れた改創を避けた爲め勢ひ大型と爲つたのである、次回改訂の場合には更に本案を基礎として一段と改善を遂ぐることが出來得ると確信する

追而各條文の改訂理由及改訂に關し各方面より寄せられたる御高見に對する討論は其都度雜誌**海運彙報**欄に詳記してあるから之に就て御覽を願ふ

昭和四年六月

神戸海運集會所事務局

定期傭船契約書改訂の大要

今回の改訂案の主要なる點は

其一、全體の體裁の簡單化

其二、 一部用語の訂正

其三、 數字等の書入れを要する條文の簡單化と之に伴ふ條文の改訂

其四、 新に挿入したる條文

以上の通りで以下一々之を說明し併せて

其五、 新舊條文對照

を附することゝする

〔其一〕 全體の體裁の簡單化

從來の定期傭船契約證書は複葉式とも云ふべきもので、本文は五號活字で印刷し美濃版七枚を以て一冊とし之に表紙を附したものである、之は改訂委員全員が左の不便があると云ふ事に一致した

字句を書き入るゝ個所が、夫々離れた個所に散在し、時に記載漏れの恐あるのみならず、澤山**コツピー**を要する塲合粘土版等の複寫法による能はず、執務の能率を減殺し一々手書して寫本を作成する時、原本と相違するものを作る恐あり、又多數の條文は斯の如く大活字を要するを必要とせざる事、整理上不便なる事

そこで改訂委員は運送契約書を、外國の**タイム・チヤーター・フオーム**の樣に一枚の紙に之を收むる事が、最も進步的であり、**コツピー**を取るにも容易であるし、値段も廉くならうしとて、いろ〳〵の型式を案出して一々之を組版して實際の便否を檢討した擧句、別紙の通りの型式及大きさに落付いたのである、假に之を單葉式と名づける

〔其二〕 用語の變更

傭船契約は賃貸借契約であるかどうかについては判例も賛否相半ばして居つて努めて其賃貸借にあらざることを

明白にする必要がある、依て改訂案第三十五條に

本契約ハ條文及用語ノ如何ニ拘ラズ賃貸借契約ニアラズ

との新條文を加へたが、從來慣行の賃貸借契約と解釋せらるゝ字句は之を變更した、卽ち

舊	新
引渡	傭船開始
使用	傭船又ハ利用
受渡場所	傭船開始場所
返還	傭船解除、解傭、傭船終了
一時返還	一時解傭

等である

〔其二〕條文の簡單化

新案に於ては書き入れを要する條文を簡單化して第一條に纏めて書き入れ及複寫に便にした、今從前の書式の順により改訂の分と一々對照すると

前書き

舊

定期傭船契約證書

契約當事者 一昭和　年　月　日大日本帝國汽船　丸ノ船主（以下單ニ船主ト稱ス）ト傭船者（以下單ニ傭船者ト稱ス）トノ間ニ於テ左記ノ條項ニ基キ傭船契約ヲ締結ス

新

定期傭船契約證書

船主（以下單ニ船主ト稱ス）ト傭船者（以下單ニ傭船者ト稱ス）トノ間ニ於テ左記ノ條項ニ基キ傭船契約ヲ締結ス

第一條　本契約主要ノ事項左ノ如シ

即ち日付は最終の署名の所で判明するし、船名は之を船舶表示の欄に譲つたのである

一、舊第一條改訂

舊

引渡期　第一條　船主ハ左記ノ汽船ヲ昭和　年　月　日ヨリ昭和　年　月　日迄ノ間ニ港ニ於テ引渡シ向フ　間本船ヲ傭船者ノ使用ニ供シ傭船者ハ右期間中之ヲ使用スルモノトス

本船ガ昭和　年　月　日午後五時迄ニ引渡ノ準備整頓セザルトキハ傭船者ハ本契約ヲ履行スルモ又ハ解除スルモ任意タルベシ

船主ハ本船受渡場所及ビ其豫定日ヲ尠クトモ　日前ニ傭船者ニ通知スベシ

新

傭船期間	傭船開始ノ時ヨリ向フ　間　但		日間延長、　日間短縮傭船者任意
傭船開始場所	港又ハ　間		任意
傭船開始期日	昭和　年　月　日ヨリ昭和　年　月　日迄		
船主ノ通知義務	傭船開始場所及豫定日ヲ　日前傭船者ニ通知ノコト		
解約期日	昭和　年　月　日	本船カ上記期日午後五時迄ニ傭船開始ノ準備整頓セサルトキハ傭船者ハ本契約ヲ履行スルモ又ハ解除スルモ任意タルヘシ	

斯く簡單化する事により引渡、使用、受渡等賃貸借に紛らしき用語を避け、且つ舊條文による主格、目的格雜然たる文章を明確にする事が出來ると信ずる、殊に傭船開始場所、即ち從來の受渡港を特定の港とすることも、何々

港と何々港との間で引渡す取り定めも、之が船主傭船者何れの**オプション**であるかも簡明に記入出來る

二、件　名

從來の件名を左の通りにし**スペース**を節約した、内容は少しも省略して居らぬ

新

船名	船丸	總噸數	噸	船質	
資格及船級		登簿噸數	噸	製造年月	年
夏季積載總重量噸數	噸（二二四〇封度ヲ一噸トス）	船籍港		乾舷證書有無	
艙内載貨容積	ベール　立方呎　グレーン　立方呎				
常備炭庫	噸	豫備炭庫	噸	燃料油艙	
滿載平均吃水	呎　吋	空船平均吃水	呎　吋	機關ノ種類	
平穩ナル海上ニ於ケル滿載一時間ノ速力	浬	燃料消費高（一晝夜ニ付）	噸	公稱馬力	馬力
甲板ノ層數		客室ノ有無		電燈ノ有無	
艙口ノ數及寸法				無線電信ノ有無	
				定期檢査期日	昭和　年　月　日
ウインチノ數				特別檢査期日	昭和　年　月　日

船舶表示

三、航路區域

舊

航路區域

第三條　傭船者ハ左記ノ航路區域内ニ於テ適法ノ業務ヲ營ム目的ニテ本船ヲ自由ニ使用シ得ルモノトシ船

長竝ニ船員ハ本船ノ航海積荷其他必要ナル事項ニ關シ傭船者又ハ其代理者ノ指圖ニ從フベシ

一、航路區域

新書式にては之を第一條に左の通り入れ、新第十三條第一項に一部を移した

新

航路區域

新第十三條【船長ノ義務】船長及船員ハ本船ノ航海、積荷其他必要ナル事項ニ關シ傭船者ノ指圖ニ從フベシ

改訂案は文句を全部削除した

四、舊第四條及第五條

舊

重量積載力

第四條　船主ハ夏季積載制限線以上ニ渉ラザル範圍ニ於テ本船ノ積載力ガ重量貨物及ビ燃料、汽罐用水（罐内水ヲ除ク）飲料水、ストアー、食料品共總重量　噸ヲ下ラザルコトヲ保證ス若シ該噸數ヲ積載シ能ハザルトキハ傭船料ノ按分遞減ヲ爲スモノトス

第五條　船主ハ船員ノ室、船具、器具、食料品及ビ本船ニ必要ナル備品ヲ容ル、場所ヲ除ク外船艙及ビ客室其他一切ノ容積ヲ傭船者ノ使用ニ供スベキモノトス

船主又ハ船長ハ傭船者又ハ其代理者ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ貨物、乘客又ハ書狀等ヲ積入ルヽコトヲ得ズ

夏季重量積載力は今度は第一條の船舶表示の内に記載するを以て足れりとし第四條及第五條を左の通り改めた

新　第四條四五行　總重量　噸ヲ　新第三條第一行　總重量第一條記載ノ噸數ヲ

舊　第五條四九行傭船者ノ使用ニ供スベキモノトス　新第四條第一行　傭船者ノ利用ニ供スルモノトス

五、船主及負擔の費目

舊第六條新第五條の船主負擔の費目中「普通荷役ニ要スル**ロープスリング**（本船備附ノモノヲ除ク）」を削除した

六、傭船者負擔の費目

舊第七條新第六條から「**ロープスリング**（本船備附ノモノヲ除ク）」を削除した

七、傭　船　料

舊　傭船料　第八條　傭船者ハ傭船開始ノ日時ヨリ起算シ一曆月間（傭船開始日時ヨリ翌月ノ應當日時迄）ニ付傭船料ノ割合ヲ以テ本契約期間終了迄毎月同一ノ割合ニテ毎　ヶ月分宛ヲ　ニ於テ船主又ハ其代理者ニ前拂ヲ爲スベシ但シ立替金、燃料代金其他船主ノ負擔タルベキ費用アルトキハ最終ノ半ヶ月分ニ限リ後拂ト爲スコトヲ得

之を新第一條に左の如く入れ

新

傭船料	一曆月間
傭船料支拂日	毎　ヶ月分宛　ニ於テ前拂
場所方法	

新第七條の條文を左の如く改めた

舊第八條　傭船料　也ノ割合ヲ以テ毎　ヶ月分宛ヲ　ニ於テ　**第一條所定ノ通リ**　新第七條

尙舊第八條第四條「本船ノ使用ヲ停止スルカ」とあるを「傭船ヲ停止スルカ」に改めた、第五項は新舊對照次の如し

（舊）第三條並ニ本條規定ノ低率傭船區域及ビ高率傭船區域ニ對スル傭船料計算方法ヲ規定スルコト左ノ如シ

一低率傭船區域ヨリ高率傭船區域ニ入ル塲合（高率傭船料起算時）

（イ）空船ノ塲合ニハ高率傭船區域ニ向ケ低率傭船區域ノ最終港出帆時ヨリ始マル

（ロ）積荷アル塲合ニハ高率傭船區域行積荷開始時ヨリ始マル

一高率傭船區域ヨリ低率傭船區域ニ入ル塲合（高率傭船料終了時）

（イ）空船ノ塲合ニハ低率傭船區域ノ最初ノ港到着時ヲ以テ終ル

（ロ）積荷アル塲合ニハ低率傭船區域港ニ於テ揚荷終了時ヲ以テ終ル

（新）第一條並ニ本條規定ノ高率傭船料起算時及終了時ヲ左ノ如ク定ム

（イ）高率傭船料起算時ハ空船ノ場合ハ高率傭船區域へ向ケ低率傭船區域ノ最終港出帆ノ時ヲ以テシ積荷アナス場合ハ高率傭船區域行積荷開始ノ時ヲ以テス

（ロ）高率傭船料終了時ハ空船ノ場合ハ低率傭船區域最初港ニ到着ノ時ヲ以テシ揚荷アナス場合ハ揚荷終了ノ時ヲ以テス

八、舊第九條第一項の改訂

舊　第九條　傭船者ハ船主又ハ船長ヨリ本船引渡準備整頓ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其引渡ヲ受ケ傭船ヲ開始スベキモノトス而シテ受渡ハ午前七時ヨリ午後五時迄ノ間ニ之ヲ行フモノトス傭船終了ノ際傭船者ヨリ本船ヲ船主ニ返還スル塲合亦同ジ

新　**第八條　【傭船開始及終了】　傭船者ハ船主又ハ船長ヨリ本船ノ傭船開始準備整頓シタル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク傭船ヲ開始スヘキモノトス傭船終了ノ際傭船者ガ傭船解除ヲ爲ス場合亦同シ而シテ傭船開始又ハ傭船終了ハ午前七時ヨリ午後五時迄ノ間ニ之ヲ行フモノトス**

引渡、受渡、返還の文字を避け條文全體を緊縮したのである

九、第十條改訂

舊 一時返船受渡 第十條 定期又ハ特別檢査ノ爲メ本船ノ一時返還及ビ再受渡ハ前條ニ準ジ 港ニ於テ爲スモノトス

新 定期又ハ特別檢査ノ爲一時解傭及傭船再開ノ場所 港又ハ 間 任意

之により當事者の引合によりオプシヨンを自由自在に記入する事が出來る

十、第十一條第一項及第二項改訂

舊 返船及ビ期間伸縮 第十一條 本契約期間滿了ノ際傭船者ハ本船ヲ 港ニ於テ船主ニ返還スベシ

傭船者ハ本船返還ノ場所及ビ豫定日ヲ尠クトモ 日以前ニ船主ニ通知スベシ

新 傭船終了場所 港又ハ 間 任意

傭船者ノ通知義務 傭船終了場所及豫定日ヲ 日前船主ニ通知ノコト

本條第三項

舊 傭船者ハ滿期前 日間ヲ越エザル範圍ニ於テ本契約期間ヲ短縮シ又ハ滿期後 日間ヲ越エザル範圍ニ於テ之ヲ延長スルコトヲ得ルモノトス

は新書式第一條傭船期間の但書とした即ち

新 傭船期間 傭船開始ノ時ヨリ向フ 間、但シ 日間延長、 日間短縮傭船者任意

十一、舊第十二條第一項

オフ、ハイヤー 第十二條 汽罐ノ掃除、船員雇入雇止手續、船體汽機、汽罐ノ破損、衝突、坐洲、坐礁、火災、檢査、入

新

渠修繕又ハ船員ノ**ストライキ**其他本船ノ事故ニ依リ**傭船者ノ使用ニ供スル**コト能ハザルトキハ本船ガ再ビ原狀ニ復シ業務ニ就ク迄ノ時間及ビ前記事故ニ因リ生ジタル離路及ビ航海距離ノ延長ニ費シタル時間ニ對スル**傭船料**ハ其時間ガ十二時間**以内**ナルトキハ傭船者ノ負擔トシ若シ十二時間以上ニ亘リタルトキハ最初ヨリ**船主**ノ負擔トス

舊　　新

第二行目　本船の　　**避ク可カラサル**

第二行目　者の使用に供　　**ヲ繼續**

第四行目　傭船料の次に　　**燃料及汽罐用水**　　を入れる

第五行目　以内　　**未滿**

十二、第十五條改訂

オフ、ハイヤー期間ノ算入

舊

第十五條　第十二條及ビ第十四條ニ記載セル**オフ、ハイヤー**時間ヲ本契約期間ニ算入スルト否トハ傭船者ノ任意ニシテ傭船再開始後　　日間以内ニ船主ニ通告スルコトヲ要ス

新第一條に左欄を設く

傭船者ノオフハイヤー期間延長值知通知	傭船再開始後	日間以内（第九條及第十二條參照）

隨て條文を左の通り改む

新

新第十二條【オフ、ハイヤー時間ノ延長】第九條及第十一條ニヨル「オフ、ハイヤー」時間ヲ本契約豫定滿期日以後ニ延長スルト否トハ傭船者ノ任意ニシテ延長スル場合ハ第一條所定ノ通リ船主ニ通告スルコトヲ要ス

舊第十五條第二項は新第一條の一欄を以て代ふ

舊　第十二條又ハ第十四條ノ事由ニ依リ　日間以上連續シテ本船ヲ傭船者ノ使用ニ供スルコト能ハザルトキハ傭船者ハ本契約ヲ無償解除スルコトヲ得

新　連續休航　第九條ノ事由ニ依リ　日間以上連續シテ傭船ヲ繼續スルコト能ハサルトキハ傭船者ハ本契約ヲ無償解除スルコトヲ得

十三、燃料及水殘高受渡條項新舊對照

舊　燃料殘高　第廿五條　傭船開始ノ際本船ノ有スル燃料ハ每噸　ノ割合ヲ以テ傭船者ハ船主ヨリ買取ルベク又傭船終了ノ際其殘量ヲ每噸　ノ割合ヲ以テ船主ハ傭船者ヨリ買取ルベシ、但シ其數量ハ何レモ噸ヲ超ユル事ヲ得ズ

汽罐用水ハ每噸　ヲ以テ前項ニ準ジ受渡ヲナスモノトス

定期又ハ特別檢査、休航其他ノ事由ニ依リ一時返還ノ場合亦同ジ

新

燃料殘高	傭船開始及終了ノ際最低	噸以上、最高	噸以下タルコト
燃料受渡値段	傭船開始ノ際每噸	、傭船終了ノ際每噸	ノ割
汽罐用水受渡値段	傭船開始及終了ノ際每噸	ノ割	

第廿三條【燃料殘高】傭船開始ノ際本船ノ有スル燃料ハ第一條所定ノ割合ヲ以テ傭船者ハ船主ヨリ買取ルヘク又傭船終了ノ際ハ其殘量ヲ第一條所定ノ割合ヲ以テ船主ハ傭船者ヨリ買取ルヘシ定期又ハ特別檢査、休航其他ノ事由ニ依リ一時本船ヲ解傭スル場合燃料及汽罐用水殘高ノ受渡値段ハ第一條所定ノ割合ニヨル

十四、第三十四條

舊第三十四條中の**使用**の語が二個所にあるを**傭船**に改めた

十五、違約金

舊第三十八條の違約金の條項は新第一條に移した即ち

舊	新
違約金 當時者ノ一方ガ本契約ニ違反シタル時ハ因テ生ズル一切ノ損害金ヲ違約金圓也ヲ違反者ヨリ遵約者ヘ支拂フヘシ	

十六、舊第三十九條及舊第四十條の仲裁條項

新書式では舊三十九條は第三十六條と爲つた、舊第四十條は新三十六條の第二項とし、隨つて舊に「前條の手續」とあるを「前項」の手續と改めた

十七、特約條項餘白

舊書式では契約書末尾に特約條項に宛てた餘白を存したが、新書式では第一條の末尾に設け、複寫の際の便に供した

〔其四〕 新に挿入した條項

第三十五條 本契約ハ條文及用語ノ如何ニ拘ラズ賃貸借契約ニアラス

〔其五〕 新舊條文對照

舊	新
第一條	第一條
第二條	第二條
第三條	第一、十三條第一項
第四條	第一、三條
第五條	第四條
第六條	第五條

第七條　第八條　第十條　第十一條　第十二條　第十三條　第十四條　第十五條　第十六條　第十七條　第十八條　第十九條　第二十條　第二十一條　第二十二條　第二十三條　第二十四條　第二十五條　第二十六條　第二十七條　第二十八條　第二十九條　第三十條　第三十一條　第三十二條　第三十三條　第三十四條　第三十五條　第三十六條　第三十七條　第三十八條　第三十九條　第四十條

第六條　第九條　第一條　第十條　第一、十二條　第十五條　第十七條　第十九條　第一、二十三條　第二十一條　第二十三條　第二十四條第二項　第二十六條　第二十八條　第三十條　第三十二條　第三十四條　第三十六條　第三十八條　第三十六條第一項

第八條　第十條　第十二條　第十四條　第十六條　第十八條　第二十條　第二十二條　第二十四條　第二十六條　第二十八條　第三十條　第三十二條　第三十四條　第三十六條　第三十八條　第四十條

第一、七條　第一條　第九條　第十一條　第十四、十三條第二項第三項　第十六條　第十八條　第二十條　第二十二條　第二十四條第一項　第二十五條　第二十七條　第二十九條　第三十一條　第三十三條　第一條　第三十六條第二項

以上